

《講演会報告》

ルーカス・チャルネッキ氏講演会

「ポーランドにおける妊娠中絶禁止法と女性解放の過去と未来」

Lecture by Lukasz Czarnecki: "Between the Past and the Future of Anti-abortion Law and Women's Emancipation in Poland"

日時：2023年8月7日（月）

場所：早稲田大学8号館2階219教室およびZoom

講師：Dr. Lukasz Czarnecki

所属：Professor, The Pedagogical University of Krakow, Poland.

現在、Instituto Campechano, Mexicoにて研究中

<https://ipea.up.krakow.pl/lukasz-czarnecki/>

司会：鈴木規子（社会科学総合学術院）

討論：豊田真穂（文学学術院）

*すべて英語で実施

【講演の概要】

昨年2022年6月にアメリカ連邦裁判所が女性の人工妊娠中絶の権利を否定し、世界を驚かせた。政治的背景をみると、トランプ政権下で最高裁判事を新たに保守派の判事を任命したため、最高裁判事の過半数を保守派が占めたことが今回の事態を引き起こす直接的な原因となった。この例に見るように、司法への政治の介入は、市民の生活や生命を直接脅かす変化を引き起こし、女性の権利を抑制する事態を生じさせている。

アメリカよりも少し前に、同じような事態がポーランドにおいて起こった。カトリックの国であるポーランドは現在、中絶禁止法が最も厳しい国の一つである。中絶禁止に関する法律は1993年の民主化後に可決され、進歩的な社会と保守的な社会に分かれる中での「妥協」と考えられていた。1989年の共産主義崩壊後、ポーランドでは誰も中絶に関する「イデオロギー戦争」を始めようとはしなかったからである。1997年5月28日の憲法裁判所の判決は、この妥協案を確立した。しかし、2015年から政権を担う中道右派政権は、妥協点を変更することを望み、2020年10月22日の憲法裁判所の新たな判決によって、より制限的な中絶禁止法を制定させた。こうして2021年1月に、ほぼすべての中絶が禁止されたのだが、胎児に異常があった場合でも中絶が認められなくなったため妊婦が命を落とす事態も起こっている。

本講演では、チャルネッキ先生より、ポーランドにおける中絶を認めない新法の施行条件を説明してもらおうと同時に、この新法が成立に至った政治的背景および社会的な影響、そしてポーランドにおける女性解放の歴史について報告してもらおう。

【講師紹介】

ルーカス・チャルネッキ氏は、法科学分野の社会科学博士（ヤギェウォ大学、2019年）、社会学博士（ストラスブール大学、2015年）、政治社会科学博士（メキシコ国立自治大学、2012年）である。現在、ポーランドのクラコフにある教員養成大学（The Pedagogical University of Krakow）で教えている。2023年春学期はメキシコのカンペチェ研究所で研究中である。

【講演会をふり返って】

ハンナ・アーレントの『過去と未来の間』を参照したチャルネッキ氏の講演

は、ポーランドの独立と女性解放について歴史的に振り返る機会となった。

講演は3部構成で、パート1ではアーレントとアニェス・ヘラーの思想から、19世紀以降のポーランドにおける国家の独立と女性の解放について概説された。特に印象的だったのは、ポーランドの歴史を振り返ると、ロシア、プロイセン、オーストリア=ハンガリーから解放されたことを思い出す必要があり、その間の教育や社会状況は困難で、とりわけそれは女性にとって厳しかったことである。例えば、マリア・スクウォドフスカはフランスへ移住して科学教育を学び、後に夫となるピエール・キュリーと共にノーベル賞を受賞したが、西欧でさえ女性が科学アカデミーで成功することは非常に難しかった。西欧では第二次世界大戦後、女性権利拡大が進み、1968年革命の1つの成果となったが、一方ポーランドでは民主化は進まず、女性も解放されなかったという。

パート2では、ポーランドにおける人工妊娠中絶の法的枠組みについて概説された。1918年の独立直後に女性参政権が制定されて女性議員が初めて誕生したものの、国家建設は第二次世界大戦によって中断された。終戦後、共産党の支配が1989年まで続いた。共産党が倒れてようやく民主化を果たして、それから約4年後に、人工妊娠中絶法がワレサ初代ポーランド大統領によって署名された。この1993年の中絶法は、女性たちの民主的自由の要求に対して、共産主義と民主主義の間のイデオロギー闘争を避けつつ、保守と自由の間に結ばれた「妥協」であった。さらに、その法制化は女性たちの思惑とは異なり、公共圏と法の支配の導入が目的であったとチャルネッキ氏は捉えた。そのため、1997年の憲法裁判決で、1993年の中絶法は、①母体の生命の危機がある場合、②胎児に重大な障害がある場合、③犯罪行為による妊娠である場合に限り認められた。

ところが、2015年から続く右派ポピュリスト政権の下、2020年に同法は改正され、2つの条件でしか中絶が認められなくなった。そのため、女性の中絶条件がより厳しくなって、女性の自由が大きく制限されることになったと、チャルネッキ氏は強調した。

パート3では、2020年の改正法によって苦しむ女性の事例について紹介された。2023年7月に、緊急避妊ピルを服用して病院へ連絡した女性が、2020年法違反として警察へ通報された。この事件は、多くの女性たちを不安に陥れた。

チャルネッキ氏によれば、ポーランドを含む中東欧諸国では、女性の権利拡大について西欧と異なる経験しており、その違いはとくに現政権に現れている。ポスト共産主義のメンタリティは保守的であるため、女性の権利拡大を抑制していることから、西欧の価値観をそのまま適用することはできないと強調した。確かに、ポーランドでは民主化から30年が経過したが、ポーランドの独立以降何度も中断されたデモクラシーは30年しか経っていないことを改めて思い知らされた。

討論では、豊田真帆先生が、日本の事例との比較からコメントされた。日本では戦後、優性保護法との関連からしか中絶が認められておらず、緊急避妊ピルがようやく2023年に認められるようになったが、いまだ制限的であるなど、ポーランドよりもさらに厳しいことが指摘された。議論では、日本のジェンダーギャップ指数が年々順位を下げていることもあって、ポーランドよりも日本の女性権利の拡大の展望の方が厳しいといった危機感が改めて共有された。

企画：鈴木規子